

内閣府政策統括官（共生・共助担当） 任期付職員の募集について

内閣府政策統括官（共生・共助担当）では、一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成12年法律第125号）に基づき、以下の官職の募集を行います。

1. 採用予定官職

内閣府事務官（参事官補佐（政策統括官（共生・共助担当）付参事官（共助社会づくり推進担当）付））

併任 内閣府本府休眠預金等活用担当室参事官補佐

2. 募集人員

1名

3. 職務内容

内閣府政策統括官（共生・共助担当）付参事官（共助社会づくり推進担当）では、多様な主体が参画する共助社会づくりの推進に関する事務として、「特定非営利活動促進法」（NPO法）に関する事務や「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」（休眠預金等活用法）に基づく資金の活用に関する事務を担っています。

今回募集する職員の具体的な職務内容は、以下のとおりです。

- ▶ NPO法の円滑な運用に向けた政策等の立案について、財務・会計上の観点からの検討に関する事務
 - ▶ 休眠預金等活用制度の円滑な運用に向けた、財務・会計上の観点に関する事務
 - ①政策等の立案
 - ②指定活用団体（一般財団法人）の監督
 - ③助成事業や出資事業における会計処理のあり方の検討 等
 - ▶ その他共助社会づくり推進に関する調査等に関する事務
- ※より詳細な職務内容についてお知りになりたい方は、下記連絡先までお問い合わせください。

4. 募集対象

以下の（1）～（2）のいずれにも該当する方

- （1）大学卒業又は同等以上の学力を有すると認められる者
- （2）公認会計士資格を有する者で、会計事務所や監査法人等で3年以上の実務経験を有し、NPO法人会計、公益法人会計等の非営利組織の会計に関する知識・経験がある者

ソーシャルセクターや非営利団体の活動に関心があると望ましい。

ただし、以下に該当する方は、応募できませんのでご了承ください。

- ア) 日本国籍を有しない者
- イ) 国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）第 38 条の規定により国家公務員となることができない者
 - 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその刑の執行猶予の期間中の者その他その執行を受けることがなくなるまでの者
 - 懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
 - 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- ウ) 平成 11 年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とする準禁治産者以外の者）

5. 採用形態

一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成 12 年法律第 125 号）（以下「任期付職員法」という。）に基づき常勤の国家公務員として採用します。

6. 給与

任期付職員法又は一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号）等に基づき支給します。

7. 身分

一般職国家公務員

8. 雇用期間

令和 6 年 7 月 1 日以降（応相談）から 1 年間（最長 5 年まで延長の可能性あり）

9. 勤務時間・休暇

（1）勤務時間

原則として午前 9 時 30 分から午後 6 時 15 分（昼休み 1 時間を含む。土、日、祝日、年末・年始の休日は除く。必要に応じて超過勤務あり）

（2）休暇

年次休暇 20 日（年途中で新たに職員となった場合には、予定在職期間に応じて決定。20 日を限度に翌年に繰越可）、そのほかに特別休暇、病気休暇、介護休暇。

10. 勤務地

内閣府（東京都千代田区永田町 1-6-1）

11. 応募方法

（1）提出書類

ア) 履歴書（市販の用紙で可、写真添付）

(高校卒業以降現在までの学歴、職歴を月単位で全て記入してください。(例: ○○年
○月～○○年○月 (株) ○○社○○部○○課勤務等)

イ) 志望理由 (A 4 横書き 2,000 字以内)

ウ) 職務経歴書 (これまでに従事したことのある職務の内容を具体的に記述したもの、
A 4 横書き)

※なお、応募書類は返却しません。(責任廃棄)

(2) 提出方法

郵送に限ります。

(3) 提出先

〒100-8914 東京都千代田区永田町1-6-1

内閣府 政策統括官(共生・共助担当) 付参事官(共助社会づくり推進担当) 任期付職員
採用担当

(4) 提出締切

令和6年5月31日(金) 必着

※応募書類の提出に応じ、締切り前であっても随時面接を行わせていただきます。

12. 選考方法

1次選考 書類審査

2次選考 面接

※1次選考(書類審査)の結果、2次選考(面接)を行なうこととなった方にのみ、2次選考(面接)の日時・場所等をご連絡させていただきます。

13. その他

採用後は、「マイナンバーカード」を身分証として使用することとしていますので、あらかじめ同カードの取得を行っていただく必要があります。

14. 連絡先

内閣府政策統括官(共生・共助担当) 付参事官(共助社会づくり推進担当) 付

樋口、田嶋、西村

TEL: 03-5253-2111(代表) (内線 32400)